

1. 申請方法

許可申請書の記載方法等については、次によること。

(1) 設置又は変更許可申請書（移送取扱所を除く）

- ① 申請書の製造所等の別で申請以外のものを二重線で抹消すること。
- ② 申請の宛先は、堺市長 殿とすること。
- ③ 申請者は、設置者と同一とすること。ただし、次の者にあつては、申請者としてとすることができる。
 - ア 設置者と同一法人に属し、設置者の代理権を有する者
例示：支店長、支社長、工場長等
 - イ 前ア以外の者で、危険物施設の変更権限を有する者
なお、申請者が危険物施設の変更権限を有する旨を証する書類を許可申請書に添付すること。（但し、設置許可時等に提出されており、かつ、変更権限に変更がない場合は除く。）
- ④ 設置者とは、次の者をいう。
 - ア 危険物施設の所有者（変更権、支配権又は処分権を有する者）
 - イ 所有者以外で、危険物施設の変更権限を有する者
なお、この者において、申請する場合は、当該変更権限を有する旨を証する所有者との契約書等を許可申請書に添付すること。
- ⑤ 設置場所は、登記簿に記載されている所在、地番を記入すること。
例示：「1丁5番地」を通称名の「1の5」としないこと。
- ⑥ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火」「準防火」又は「指定なし」と記入すること。
- ⑦ 用途地域別は、市街化区域については、都市計画法第8条に規定する区分により、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」又は「指定なし」と記入すること。
ただし、市街化調整区域にあつては、市街化調整区域と記載すること。
用途地域等により、建築基準法第27条第2項第2号、建築基準法施行令第116条及び同施行令第130条の9により、危険物の容量、指定数量の倍数に制限があるので留意すること。
- ⑧ 製造所等の別は、製造所にあつては、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち、該当するものを記入すること。
- ⑨ 貯蔵所又は取扱所の区分は、施設区分を記入すること。
- ⑩ 危険物の類、品名（指定数量）、最大数量は、次のように記入すること。
 - ア 消防法別表に定める類、品名及び最大数量を記入すること。また、品名のみでは、指定数量が明らかでない場合は、（ ）内に指定数量を記入すること。
例示：製造所において、以下を取り扱う場合は次のように記入することができる。
第4類第1石油類アセトニトリル（水溶性）500L、第1石油類トルエン（非水溶性液体）2000L、第2石油類灯油（非水溶性液体）1000L、第2石油類軽油（非水溶性液体）1500L、第3石油類グリセリン（水溶性液体）3300L、第4石油類潤滑油50L

第4類		
第1石油類	アセトニトリル（400L）	500L
第1石油類	トルエン	2000L
第2石油類	灯油	1000L
第2石油類	軽油	1500L
第3石油類	グリセリン（4000L）	3300L
第4石油類	潤滑油	50L

イ 最大数量は、製造所（一般取扱所）にあつては、原料、瞬間停滞量又は製品量のうち、最大の数量となるものを記入すること。

なお、この場合にあつては、算出した根拠を示す説明書を添付すること。

ウ 変更許可申請時に、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合は、新旧の対比を記入すること。

エ 指定数量の倍数は、小数点以下第2位を切り捨てし、小数点以下第1位までを記入すること。

例示：9.98倍→9.9倍

⑪ 位置、構造及び設備の基準に係る区分は、適用を受けようとする政令の条文を記入すること。危険物規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。

⑫ 位置、構造及び設備の概要は、製造所等の特徴、概要を記入すること。

例示：常圧蒸留装置、ポリスチレン装置等

建築物内屋内貯蔵所、屋内給油取扱所等

⑬ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要は、その目的等を簡潔に記入すること。

例示：原油を蒸留して石油製品を製造する。

ドラム缶、18L缶にて貯蔵し、〇〇工場で使用する。

⑭ 着工予定期日は、「許可後」を、完成検査予定日は、「着工後〇〇日」又は「年月日」を記入すること。

⑮ その他必要な事項は、次のような事項を記入すること。

工場、タンク等にあつては、呼称名

⑯ 変更内容は、位置、構造及び設備の変更項目を簡潔に記入し、項目が多い場合は、別紙を添付すること。

⑰ 変更理由は、変更の目的を簡潔に記入すること。

例示

・設備の増設	・作業性改善	・省エネ対策
・公害対策	・保安対策	・品質向上・改善
・油種変更	・開放点検	・老朽化対策
・事故補修	・法改正	・その他等

(2) 申請の手続きの委任

申請者が、工事施工業者等の第三者に申請手続きの委任を行う場合は、委任事項を具体的に記入した委任状を申請書に添付すること。（P86参照）

(3) 製造所等の許可申請書の記載要領

製造所等の許可申請書の記載要領については、第2編（P6～P7）を参照すること。

(4) 移送取扱所の許可申請書の記載要領

移送取扱所の許可申請書の記載要領は、以下のとおりとし、第2編（P8～P9）の例を参照すること。

① 設置場所の起点、終点は所在地、事業所名を記入すること。

ア 起点、終点が複数の場合は、配管延長が最大となるものとし、詳細は「以下別添」とすること。

イ 事業所内の場合は、起点を装置、タンク名とし、終点は栈橋名とすること。

例示：起点 No.3 屋外タンク貯蔵所

終点 No.3 出荷栈橋

ウ 経過地は、主たる地名（道路、河川等）を記入すること。

例示：堺市西区浜寺〇〇町〇〇番地 国道26号線

(5) 特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所におけるタンク本体又は基礎・地盤の許可申請書の提出部数

① 特定屋外タンク貯蔵所

特定屋外タンク貯蔵所の新設、新法タンク（昭和52年2月15日以降に設置許可申請がなされた特定屋外タンク貯蔵所）、旧法タンク（昭和52年2月14日以前に設置許可申請された特定屋外タンク貯蔵所）のうち、新基準等に適合した特定屋外貯蔵タンクの本体又は基礎・地盤の変更並びに新基準等へ適合させるための変更については、該当する申請書を3部提出すること。

② 準特定屋外タンク貯蔵所

準特定屋外タンク貯蔵所の新設、旧令タンク（平成11年3月31日以前に設置許可申請がなされた準特定屋外タンク貯蔵所）で新基準等に適合した屋外貯蔵タンクのうち、本体及び基礎・地盤で応力を再計算する必要がある屋外タンク貯蔵所、又は新基準タンクに適合させるための変更については、当該申請書を3部提出すること。

2. 構造設備明細書の記載要領等

記載方法は、次に示す要領により記載し、第2編（P10～P26）の施設毎の記入例を参照すること。

(1) 申請者の製造所等の別で申請以外のものを二重線で抹消すること。

(2) 事業所の概要は、事業の主たる内容を記入すること。

例示：化学製品製造業、石油製品製造業、
石油製品販売業（ガソリンスタンド）等

(3) 敷地面積は、規制を受ける面積とし、小数点以下第1位を切り捨てして記入すること。

(4) 建築物の構造は、危険物施設の建築物の構造を記入すること。

① 工作物のみで、建築物がない場合は、斜線で抹消すること。

② 部分規制を受ける建築物内の施設の場合は、当該部分の面積を記入し、カッコ書きで全体面積を記入すること。

③ 面積は、小数点以下第1位を切り捨てして記入すること。

(5) 製造（取扱）設備の概要は、主要機器の種別、基数等を記入すること。

例示：塔類10基、槽10基、反応缶5基、熱交換器4基、ポンプ7基等以下別添とし、機器リストを作成すること。

なお、変更申請の場合で、当該事項に変更のない場合は、「変更なし」と記入すること。

(6) 20号タンクの概要は、タンク番号（呼称名）、容量、基数を記入すること。

例示：受入れタンク（No.1、No.2）容量1000L、基数2基

(7) 配管は、材質について記入すること。

例示：SGP

(8) 加圧、加熱、乾燥設備は主たる設備の名称を記入すること。

(9) 換気設備は、自然換気（ギャラリ）、排出又は換気設備の別を記入すること。

(10) 静電気除去設備は、第3種接地工事、静電気除去設備の別と個数を記入すること。

(11) 電気設備は、防爆構造の種別、基数等を記入すること。

(12) 避雷設備は、JISによる種別、方法、基数等を記入すること。

(13) 警報設備は、その種別（自動火災報知設備等）を記入すること。

(14) 消火設備は、その種別、能力、基数を記入すること。

例示：第3種消火設備（泡ヘッド15個、泡原液エアフォーム350L、プレッシ

ャープロポーショナー方式)

第5種 粉末消火器20型 5本

(15) 工事請負者名は、主たる工事請負者とすること。

3. 製造所等の許可申請書の添付図書

製造所等の許可申請書の添付図書は、次に示す図書を添付すること。

(1) 位置、構造及び設備の図面に関する事項

① 基本的事項

設置(変更)許可申請の添付図書は、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していること並びに当該製造所における危険物の貯蔵及び取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないことが確認できる最小限の図書が添付されているものであること。

ア 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図(以下「フロー図」)等を活用したものにできること。

イ 複数の施設で共用する配管、消火設備、防油堤等の代表となる申請は、第7の申請区分を参考に申請を行い、他の付属となる引き込み配管、放出口等については、個々の施設で申請を行うこと。

ウ 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は施設の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付すること。また、その他の図書の添付は要しないものであること。

エ 特例適用を受ける設備については、添付図書について協議すること。

オ 許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。ただし、当該許可に伴う工事が、堺市危険物規制規則(平成20年規則第133号。以下「市規則」という。)第6条第1項第2号又は第3号に掲げる工事に該当する場合は、工事中の安全対策に係る図書等を添付すること。

カ 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付は要しないものであること。

キ 危険物配管の概要が確認できる、配管概要表を添付すること。配管概要表の記載要領については、第2編(P89)を参照すること。

② 規則第4条及び第5条の規定による図書は、次によること。

ア 第4条関係

	項目	図面等
設置許可添付図面	2-1	事業所内配置図
	2	当該製造所等の周辺状況図
	3	当該製造所等の機器等のプロット図 (製造所、一般取扱所は工程概要図)
	4	危険物を取り扱う建築物、対象設備の構造図 (給油取扱所にあつては、付帯設備も含む)
	5	・電気設備図 ・避雷設備図 ・消火設備図 ・警報設備図 ・避難設備図の概要
	6	緊急対策用設備の概要
	3-2	第1種、第2種、第3種の消火設備設計書
	3	火災報知設備の設計書
	4	特定タンク貯蔵所 基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書 工事計画書、工事工程表 地質調査資料、その他基礎及び地盤に関し必要な資料 溶接部に関する説明書、その他タンクに関し必要な資料
	4-2	準特定屋外タンク貯蔵所 基礎・地盤並びにタンク本体の設計図書 工事計画書、工事工程表 地質調査資料、その他基礎及び地盤に関し必要な資料 溶接部に関する説明書、その他タンクに関し必要な資料
	7	移送取扱所 工事計画書、工事工程表、規則別表第1の2に掲げる書類

イ 第5条関係

	項目	図面等
変更許可添付図面	2-1	事業所内配置図
	2	当該製造所等の周辺状況図
	3	当該製造所等の機器等のプロット図 (製造所、一般取扱所は工程概要図)
	4	変更に係る危険物を取り扱う建築物、対象設備の構造図 (給油取扱所にあつては、付帯設備も含む)
	5	変更に係る ・電気設備図 ・避雷設備図 ・消火設備図 ・警報設備図 ・避難設備図の概要
	6	変更に係る緊急対策用設備の概要
	3-2	変更に係る第1種、第2種、第3種の消火設備設計書
	3	変更に係る火災報知設備の設計書
	4	特定屋外タンク貯蔵所 (変更に係るもののみ) 基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書 工事計画書、工事工程表 地質調査資料、その他基礎及び地盤に関し必要な資料 溶接部に関する説明書、その他タンクに関し必要な資料
	4-2	準特定屋外タンク貯蔵所 (変更に係るもののみ) 基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書 工事計画書、工事工程表 溶接部に関する説明書、その他タンクに関し必要な資料
	7	移送取扱所 (変更に係るもののみ) 工事計画書、工事工程表、規則別表第1の2に掲げる書類

(2) 具体的な図面は、次によること。

① 事業所内配置図

当該製造所等の位置、構内道路、主要な建築物、その他の工作物等を記載した事業所の全体配置図

② 製造所等の周辺状況図

当該製造所等の周囲の道路、周囲の建築物、その他の工作物、高圧ガス設備等保安物件、保有すべき空地等を記載した周囲の状況図

審査上必要な距離等が記載されていること。

ただし、保安距離については、配置図にそれぞれの保安物件からの距離が規定以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。

③ 機器のプロット図

当該製造所等を構成する建築物、その他の工作物、設備、機器等の配置図が記載された製造所等の全体配置図（製造所及び一般取扱所にあつては、当該製造所又は一般取扱所を構成する設備、機器等の一覧を示した機器リストを添付）並びに製造所又は一般取扱所にあつては、設備、機器等の工程中の位置、温度及び圧力等を調整する制御機構等を記載した工程概要図（フローチャート）

④ 建築物、対象設備の構造図

ア 建築物

平面図（建築物等内の設備等の配置を示したもの）、立面図（四面）及び断面図（代表的な断面）を添付すること。

a 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で、国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工するものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付は要さないこと。

b 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。

窓又は出入口の防火戸で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

c 排水溝、ためます等については、平面図に位置及び寸法等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

イ 工作物（建築物に類似する架構等）防火塀、隔壁等

工作物にあつては架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

ウ タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

タンク、塔槽類、危険物取扱設備等（以下「タンク等」という。）については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付は要さないものであること。

a タンク等の支柱等は、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

b 液面計等の付属設備については、上記の構造図に取付位置、材質等を記載することにより別途構造図の添付を要さないこと。

エ 計装機器等

計装機器等（危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。）は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。

オ 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等

危険物取扱設備と関連のある（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。）非対象設備及び危険範囲（可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により爆発等のおそれのある範囲をいう。）にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造（防爆対策を含む。）等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等設備等の設置条件（材質、防爆構造等）を記載することによることができるものであること。

カ 危険物取扱設備と関連のない非対象設備

危険物取扱設備と関連のない（危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。）非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件（位置等）を記載することができるものであること。

キ 地上配管

a 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、bの施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設配管、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

ク 地下配管

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設配管、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面図、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付は要さないこと。

ケ 構造計算書等

計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができること。

⑤ 電気設備、避雷設備並びに消火設備及び避難設備

ア 危険範囲の電気設備

電気設備については、配置図等の位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

電気配線については、各配線システムのルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

イ 危険範囲外の電気設備

電気設備の記載は要さないこと。

電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。

⑥ 緊急時対策に係る機械器具その他の設備

④エの計装機器等の例によること。

⑦ 消火設備の設計書、火災報知設備の設計書（第1. 2. 3種消火設備）

設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記

載した計算書とすることができること。

⑧ 特定屋外貯蔵タンクのタンク本体に係る溶接工事
補修工事にあつては、溶接施工要領書

⑨ 移動タンク貯蔵所

平成9年3月26日消防危第33号（改正 平成14年2月26日消防危第28号）「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」によること。

⑩ 他行政庁より常置場所を変更する変更許可以外の変更許可申請にあつては、変更する部分の図書等を添付することをもって足りること。

(3) 許可申請の編さん順序について

① 許可申請書

② 構造設備明細書

③ 委任状

④ 貯蔵又は取扱い物品の危険物等データベース登録確認書の写し又は確認試験結果報告書の写し（純品等の明確な物品は除く。）

⑤ 位置、構造及び設備図

ア 付近見取り図（特定事業所は除く。）

イ 事業所内配置図

ウ 当該製造所等の周辺状況図

エ 当該製造所等の機器のプロット図（フローチャートも含む）

オ 建築物、対象設備の構造図

* 建築物

* 工作物、防火塀、隔壁等

* タンク、塔槽類、危険物取扱設備等

* 計装機器等

* 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等

* 配管概要表及び配管図

* 構造計算書等

カ 電気設備、避雷設備並びに消火設備及び避難設備図

キ 緊急時対策機械器具その他の設備

ク 消火設備、火災報知設備の設計書

ケ その他必要な関係図書

(4) 認定事業所が自主完成検査を希望する場合の添付図書

上記のほか、認定事業所が変更工事に該当する工事に係る完成検査について自主検査結果の活用を希望する場合は、当該完成検査に係る技術基準について、検査項目及び検査結果が確認できるチェックリストを許可申請書に添付すること。

完成検査前検査について自主検査記録の活用を希望する場合は、変更許可申請書のその他の必要な事項欄に完成検査前検査において、自主検査結果を活用する場合は、「完成検査前検査自主検査」と記入すること。